「ガイダンス施設基本計画」の策定とスケジュール

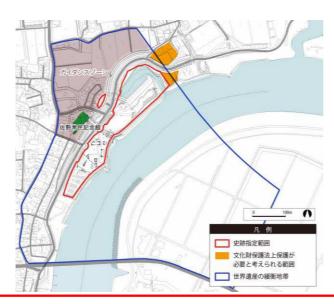
三重津海軍所跡は「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として平成27年7月に世界文化遺産に登録され、登録決議時のユネスコ勧告で資産の修復・整備活用に関する計画の策定を求められている。本市では、平成28年度から「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」の策定作業を進めており、この計画において、三重津海軍所跡の概要や価値、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の全体像や各構成資産の位置づけ等を来訪者に正しく伝えるため、三重津海軍所跡のガイダンス施設の整備を目指すこと、また、史跡整備に先行して着手することを方向性として示している。

そこで、「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」や「明治日本の産業革命遺産」全体の インタープリテーション計画との整合を図りつつ、整備方針やガイダンス施設に必要な機能及び規模、 ゾーニング等を具体的に示した基本計画を策定し、施設設計の基礎資料とする。

〈整備の位置〉

- ・ガイダンス施設は、「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」で設定している「ガイ ダンスゾーン」内での整備を想定。
- ・整備場所を選定するにあたっては、
 - ・ガイダンス施設から現地が見える位置
 - ・新たに整備予定の駐車場から現地に至る動線の間にあたる位置
 - ・佐野常民記念館との相乗効果を発揮できる位置
 - ・求められる機能に対応した面積を確保できる位置
 - ・景観に与える影響が少ない位置
 - ・早いタイミングでの竣工が可能な位置

を条件と考えている。よって、佐野常民記念館と一体となった整備から検討を始める。



〈留意が必要な点〉

- ・三重津海軍所跡は調査の途上にある。今後の調査成果を反映が可能となるよう、展示の柔軟性 が必要。
- ・三重津海軍所跡の現地では制約が大きいので、ガイダンス施設の重要性が高い。 (三重津海軍所跡は河川敷に立地。また、「世界遺産条約の履行のための作業指針」には復元の ルールが示されている。)